

茅ヶ崎市 道の駅整備事業 募集要項等に関する質問回答 令和4年12月6日(一部令和4年12月8日)

No.	資料名	頁	行	項目				質問内容	回答
1	募集要項	9	9	2	3	(5)	2)	混雑時の道路部分の国道側・敷地内とも誘導員は道路施設側の維持管理費での対応で良いでしょうか。	要求水準書58頁「7.4地域振興施設(市部分)の運営業務(2)1)駐車場等(市部分)」に示すとおり、誘導員の配置は地域振興施設(市部分)の運営業務に含み、道路施設(県部分)に関する維持管理業務、運営業務の対価には含みません。
2	募集要項	9	17		2.3	(5)	4)	自主事業で得られる収入については、納付金の対象に含まれるのでしょうか。	自主事業で得られる収入も納付金の対象に含まれます。
3	募集要項	22	20	3	6	(3)		社員を雇用していない会社等をSPCへ参画させることを想定しております。参加資格要件のうち、「社会保険制度」、「退職一時金を支給している証明」に関して、該当する資料が存在しないため、会社概要(パンフレット、定款、現在事項全部証明書、役員名簿、主要業務実績リスト)、納税証明書の提出にて参加要件を満たすとしていただけませんか。	会社概要、納税証明書を提出していただき、市で内容を確認することとします。追加で提出をお願いしたい資料があれば再度市から提出を依頼することとします。
4	募集要項	22	20	3	6	(3)		実施方針等に対する質問回答にて(R4.6.15)、事前に市に相談するようこの記載がありますが、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、運営企業以外の企業が構成企業もしくは協力企業として参加する場合、参加資格要件等どのような形で申請すればよろしいでしょうか。	どのような企業を想定しているのかが不明確なため、どのような企業が示していただいた上で、判断することとします。個別に市に問い合わせください。
5	募集要項	23	12	3.6	(3)	1)	⑩	「中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済契約を締結している者又は雇用されている者が退職する際に一時金を支給している者であること」とありますが、運営会社においては該当しないという理解でよろしいでしょうか。	本要件は削除することとしました。募集要項を修正します。
6	募集要項	24	9	3	3.6	(3)	3)	本事業の提案上限価格から、構成員となる一般建設業許可の建設業者が3億円程度の工事を請負うこととなるが、建設業法上問題はないのでしょうか。	甲型の特定建設工事共同企業体のため、下請契約については、特定建設工事共同企業体からの発注となり、各構成員からの発注にならないため、特定建設業の許可を所持してなくても、全ての工事を自社で直接施工する必要はなく、6,000万円以上の下請契約を行う場合においても、代表企業を含む1社が特定建設業の許可を有していれば、本事業において建設業法上の問題はありません。
7	募集要項	24	9	3	3.6	(3)	3)	特定建設工事共同企業体ということで、構成員となる建設業者の配置技術者は専任の主任技術者と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが条件となります。
8	募集要項	24	9	3	3.6	(3)	3)	本事業はDBO方式のため、建設工事におけるの技術者は、工事期間中に配置することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。主任技術者、監理技術者を専任で配置する期間は、工事期間中であり、工事請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)は、工事現場への専任は必要としません。
9	募集要項	24	15	3.6	(3)	3)	(ア)	令和4年6月15日付で公表された質問回答のNo.16のご回答に「建設企業の構成員全てに「発注工事に対する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること」が条件となります。」とあります。その場合、茅ヶ崎市内に本社があっても、監理技術者、主任技術者を専任で配置すると、当該建設工事期間中に、他の公共事業の受注ができなくなるため、参加したくても参加することができません。茅ヶ崎市内に本社を有する構成員について「少なくとも2者」を「1者以上」等への変更、および、配置技術者に関する要件を建設企業体の代表構成員のみに対するものとし、代表構成員以外はこの限りではない、等に変更は可能でしょうか。	特定建設工事共同企業体の趣旨等を鑑み原案のままとします。なお、配置技術者については、No6のとおり、「監理技術者制度運用マニュアル(国土交通省)」に習い、現場施工に着手するまでの期間は専任しなくても良いこととします。
10	募集要項	25	12	3	3.6	4)	(イ)①	1級土木施工管理技士で5年以上の実務と5年以上の総括管理or技術士(建設部門)で5年以上の実績と5年以上の総括管理を有するものとありますが、「総括管理」「統括管理」については管理技術者と同等と解釈すれば良いでしょうか。	ご指摘のとおりです。
11	募集要項	30		4	2	図5		市道0121号線の単路部の最新の現況交通量をお示しください。(平日と休日)	産業振興課窓口にて閲覧できるようにいたしますので、事前にご連絡ください。
12	募集要項	30		4	2	図5		市道0121号線と国道134号線の交差点の最新の現況方向別交通量をお示しください。(平日と休日)	産業振興課窓口にて閲覧できるようにいたしますので、事前にご連絡ください。
13	募集要項	31	8	4	4			設計・建設・工事監理期間中に、選定事業者は建設工事保険及び第三者賠償責任保険に加入することとあります。履行保証保険も含めて、当該保険の契約者とは建設JVの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	募集要項	31	10	4	4	(2)		募集要項では「市は建物総合損害共済への保険付保を予定している」とあります。指定管理者基本協定書(案)別紙2.不可抗力「(但し、当該付加抗力事由により保険金が支払われる場合は)との文面に関し、保険対象となります施設は建物以外の付属施設(例:街灯 フェンス 電気自動車充電施設 看板 ゴミ箱 etc)についても該当範囲となりますでしょうか。台風による強風や24時間ご利用願う施設から人為的原因で生じる損失も多いように想定します。発注者・受託者共に負担軽減の為に付属施設も上記共済の保険対象にした方が得策と考えます。	ご意見として賜り、建物の竣工後に市が行う建物総合損害共済の付保手続時に検討します。
15	募集要項	31	21	4	5	(2)		令和4年4月25日の「実施方針 3.1(2)」の段階では『想定されるリスク分担』を添付資料1として一覧表で表現されておりますが、今回の募集要項等では、すべて削除されております。リスク分担の内容について、各種契約書に記載されているものもありますが、不足事項もあり、これらについては『想定されるリスク分担』を正として検討してもよろしいでしょうか。	特定事業契約の各契約書(案)に各々記載しています。

No.	資料名	頁	行	項目			質問内容	回答	
16	募集要項	32	14	5	2	(1)	契約の対象者として、「維持管理・運営業務委託契約の対象：維持管理企業、運営企業」、「指定管理管理協定の対象：維持管理企業、運営企業」とありますが、SPCを設立する場合は各契約対象はSPCとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
17	募集要項	32	24	5	3		工事契約保証金について、募集要項では「契約保証金を納付するもの」とありますが、工事請負契約書（案）では「契約保証金に代わる有価証券の提示、金融機関または保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結」いずれかに掲げる保証とあります。工事請負契約書（案）を優先するとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
18	募集要項	33	12	6	1	(1)	2)	工事施工時のモニタリングについて「～定期的に市から工事施工・工事監理の状況の確認を受ける。」とあります。具体的には選定業者側からの進捗状況に合わせて適正な時期に実施されると思われませんが、ご確認は「専門審査機関等」による監査でしょうか方針をお聞かせください。	市による確認となります。
19	募集要項	33	20	6	1	(2)		モニタリングの結果、維持管理水準が維持されていない場合は、支払いの延期や支払減額、改善勧告、特定事業契約解除等の対象となるとありますが、判定の基準はありますでしょうか。	対象案件の状況に応じて市で判断するため、維持管理に共通する判定基準等はありません。
20	要求水準書	14		2	9	表6		共用部とは、倉庫、階段等のように各機能に含まれていない機能という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	要求水準書	14		2	9	表6		地域振興施設の内、地域振興拠点の面積要件2,162㎡程度について、バックヤード・倉庫・荷捌き場等も含まれると考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書	14		2	9	表6		県の休憩施設は合計400㎡以上（内訳：トイレ370㎡、ベビーコーナー20㎡、道路情報発信コーナー10㎡）と記載されておりますが、別添資料の警察協議結果説明図から駐車場部分を除いて考えると休憩施設は市の敷地と隣接している場所への配置が想定されますが、こちら面積は約350㎡と想定され、要求面積を下回ります。そこで、県の休憩施設の面積要件については、要求機能同等であれば400㎡『以上』ではなく、400㎡『程度』（地域振興拠点の面積要件と同等の-5%から+15%の範囲設定）としていただけないでしょうか。	合計400㎡は確保できる設定となっていますので、原案のままとします。
23	要求水準書	15	8	3.3	(2)	—		厨房換気（ダクト）、グリーストラップ、厨房機器は運営者工事でしょうか？	本事業の業務範囲に含まれます。
24	要求水準書	15	8	3.3	(2)	—		プレハブ冷蔵庫を設置したいのですが運営者工事でしょうか？	本事業の業務範囲に含まれます。
25	要求水準書	15	8	3.3	(2)	—		厨房分電盤は運営者工事と考えますがいかがでしょうか？	本事業の業務範囲に含まれます。
26	要求水準書	18	21	3.2	(2)	—		トイレの建物には道路側施設に必要な受水槽、キュービクルを含めて400㎡と考えてよいでしょうか？	受水槽、キュービクルを除いて400㎡以上を確保してください。 休憩施設に関する要求水準を満たした上で、休憩施設に必要な設備であれば建物に含めることは可能とします。
27	要求水準書	18	21	3.2	(2)	—		トイレについては『道の駅のトイレの改善に関するチェックポイント』の必須項目を満たすことと記載がありますが、便器数についてはネクスコの算定基準によるとの記載がありますが、要求水準に記載のある便器数は前述のネクスコ要領によるものと考えるとよいでしょうか？算定された資料について貸与お願いすることは可能でしょうか？	茅ヶ崎市道の駅基本計画策定時に東日本高速道路株式会社設計要領より設定しています。閲覧を希望する場合は、事前に連絡の上、産業振興課窓口までお越しください。
28	要求水準書	20		3	3	(2)		トイレの掃除用具入れは男女毎と記載がありますが、レイアウト上可能ならば共用でまとめてもよろしいでしょうか。	地域振興施設のトイレの掃除用具入れについては、男性用トイレ、女性用トイレ毎に掃除用具入れを1か所以上設置することを基本としますが、レイアウト案等を踏まえて、選定事業者と協議の上、市が変更を認めた場合のみ変更可とします。 なお、道路施設のトイレの掃除用具入れについては、要求水準書p.18に記載のとおり、「男性用トイレ、女性用トイレ毎に掃除用具入れを1か所以上設置すること」としてください。
29	要求水準書	20	16	3.3	(2)			地域振興拠点トイレ：トイレの用具庫についてトイレごとに設置必要でしょうか	No.28をご参照ください。
30	要求水準書	21	15	3	3.3	(2)		カフェやフードコート等には厨房が必要となるので、飲食・物品販売スペースの800㎡に含める事で宜しいでしょうか。	厨房等のバックヤードは、飲食・物品販売スペースの800㎡に含まれません。
31	要求水準書	21		3	3	(2)		多目的スペースには、固定の給水や給湯設備を設置してもよろしいでしょうか	要求水準を満たした上で、設置することは可能とします。
32	要求水準書	21		3	3	(2)		備蓄倉庫に収納する備品の最大の大きさ・種類は何を想定されてますでしょうか。	要求水準書17頁「3.3.1 (10)防災計画」に記載している内容について必要な備蓄品を収納するためのものです。
33	要求水準書	21		3	3	(2)		地域情報発信スペース近接には公衆電話の設置との記載ありますが、何台必要でしょうか。	1台設置することとします。

No.	資料名	頁	行	項目				質問内容	回答
34	要求水準書	23	25	3	4	(2)	2)	道路施設(県部分)及び地域振興施設(市部分)毎に電気に係る契約を締結することとありますが、道路施設(県部分)についての電気代はサービス対価Bに含まれる、もしくは別途支払われると考えてもよろしいでしょうか。	道路施設の電気、水道、ガスに係る契約は県が直接各会社と締結しますので、道路施設に係る光熱水費はサービス対価には含まれません。募集要項に補足、様式集の修正を行います。
35	要求水準書	25	19	3	4	(3)	5)	災害対応への活用も踏まえ、井水の使用を検討しております。市の所有地ですが、井戸を掘ることは可能でしょうか。	関係法令を遵守した上で計画可能とします。
36	要求水準書	26	28	3	5	(3)		「駐車場(県部分)及び駐車場等(市部分)の舗装構成は、国道134号の舗装舗装構成を基本とする」とありますが、国道134号の舗装構成は表層+基層+上層路盤(瀝青安定処理)+下層路盤(粒度調整砕石)と考えてよろしいでしょうか。	国道134号本線の標準的な舗装構成は、表層(加熱アスファルト混合物):5cm、中間層(加熱アスファルト混合物):5cm、基層(加熱アスファルト混合物):5cm、上層路盤(加熱瀝青安定処理):10cm、上層路盤(粒度調整砕石):30cm、下層路盤(クラッシュラン):30cmとなります。
37	要求水準書	26	28	3	5	(3)		国道134号の舗装構成を基本とする施工範囲は、大型車両が「通行・駐車」範囲のみと考えてよろしいでしょうか。	国道134号本線の舗装構成を基本とする施工範囲は、別添資料1 区域図に示した国道134号道路区域路内(神奈川県管理)としてください。 その他の駐車場については、要求水準書p.26の(3)舗装に記載のとおり、「舗装計画交通量」について、小型車のみ走行する小型駐車場は小型道路:S3交通、大型車が入る車路及び大型駐車場は、普通道路:N5交通」として、舗装の構造を検討してください。
38	要求水準書	26	16	1	3.5	(2)		雨水排水設備:については降雨強度110mm/hで計算し最終マスに市の区域用、県の区域用の二系統に分けた排水とする必要がありますか?	雨水排水設備の流末は、要求水準書の別添資料5「雨水管整備状況図」内の2箇所の流入樹に接続することとなりますが、流末までの排水ルートは神奈川県区域と茅ヶ崎市区域の2系統に分けることが望ましいですが、合理的な理由がある場合はこれによらず、選定事業者と協議の上、市が変更を認めた場合のみ変更可とします。
39	要求水準書	27	13	3	5	(4)		照明計画では予め近隣農家との折衝が必要でしょうか。	設計業務を進める中で、選定事業者・地域・市の3者で調整を行うことを想定しています。
40	要求水準書	27	30	3	3.5	(8)		防火水槽について、開発許可における消防協議をおこなっている過程をご教示ください。(要求水準 p 27)	建物と一体構造の防火水槽にて開発の同意を得ています。
41	要求水準書	27	17	3.5	(5)			植栽について→市の条例によるものは敷地全体で考えてよろしいか?県、市それぞれの敷地で所定の%と考えてよいでしょうか?または一体として考えてもよいでしょうか?	敷地全体で「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」の緑被率を満たしてください。
42	要求水準書	34	4	5	1			建設業務に関する要求水準 5・1 基本事項 「近隣及び工事関係者の安全確保と騒音、振動、臭気等の環境に十分配慮すること。」とあります。通常は、騒音規制法(85dB以下)・振動規制法(75dB以下)及び「特定建設作業」に準ずる工法選定を考えますが、特定の近隣地域等に対し規制基準以上に対策を講じる必要がある場合は、基準や範囲をお教えください。	要求水準書に示す内容を満たすような対策等を講じてください。なお、特別な対策を講じる必要がある場合は、市と協議により決定します。
43	要求水準書	34	20	5	3			「工事着工届は道路施設(県部分)及び地域振興施設(市部分)のそれぞれにおいて提出すること。」と記載がございますが、それぞれ同時期に提出しても問題ないでしょうか?	道路施設(県部分)については、令和6年4月1日以降の着工とし、工事着工届も令和6年4月1日以降に提出してください。地域振興施設(市部分)については、着工日及び工事着工届提出日は提案に委ねます。
44	要求水準書	35	22	5	4	⑩		〈竣工図書リスト〉⑩ 工事写真 につきまして、納品は「紙面」ではなく「PDF等のデータ」のみの提出と考えてよろしいでしょうか?	紙面及び電子データの提出とします。
45	要求水準書	35	24	5	4	⑩		〈竣工図書リスト〉⑩ その他必要な届出等資料につきまして『竣工写真』も含まれますでしょうか。ご必要の場合は、概略の「撮影場所・カット数」等をご指示ください。	竣工写真も含まれます。場所・カット数については着工時に協議します。
46	要求水準書	39	12	6	1	(7)		「選定事業者が自らの費用負担にて整備した施設や設備、什器備品」とは自主事業の用途による施設等を指し、飲食物販に関する什器備品はこれに該当しないとの認識でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
47	要求水準書	39	12	6	1	(7)		「選定事業者が自らの費用負担により整備した施設や設備、什器備品等は、撤去した上で市に引渡すこと。ただし、市が撤去する必要がないと判断した場合、市に当該施設等を無償で譲渡すこと」とありますが、お考えの判断基準をお教え下さい。(例: 想定耐久年数、10年程度の備品類) または、現時点基準等が明確にされません場合は、全て撤去と考えてよろしいでしょうか?	選定事業者が自らの費用負担により整備した施設や設備、什器備品等は、撤去した上で市に引渡すことを基本としますが、事業期間終了前に市と選定事業者との協議により決定することとします。
48	要求水準書	39	12	6	1	(7)		15年間の事業期間終了後、自主事業についてはどのような取扱いになりますでしょうか?	どのような自主事業を想定しているのかが不明確なため、具体的に想定している自主事業を示していただいた上で、判断することとします。 また、No.46をご参照ください。
49	要求水準書	50		7	1	(3)	表11	駅長は常駐とありますが、市内他施設との兼務は可能でしょうか?	駅長は常勤とし、原則、他施設との兼務はできません。
50	要求水準書	55	13	7	2	(2)	1)②	統括業務として道路施設と地域振興施設を対象とした管理業務(クレーム対応等)は、各々の維持管理費用の案分で負担する事で良いでしょうか?	要求水準書55、56頁[7.2 道の駅運営における統括業務(総務、経理、広報等)]におけるクレーム対応等の(2)1)総務業務に係る費用は、選定事業者の判断で合理的に計上してください。
51	別添資料10_警察協議結果説明図							鉄砲道側から運動公園への横断歩道の設置はありますか?同上鉄砲道舗装からの出入りについては配慮した方がよいでしょうか?	歩行者については、敷地西側に位置する向河原交差点の横断歩道を利用していただくこととなります。

No.	資料名	頁	行	項目			質問内容	回答
52	別添資料10_警察協議結果説明図						警察協議時に想定していた施設出入口部の方向別交通量・交差点解析結果をお示しください。	産業振興課窓口にて閲覧できるようにいたしますので、事前にご連絡ください。
53	別添資料5, 6		—	—	—	—	雨水、汚水のルートについて（駐車場部）についての埋設について想定されていることはありますでしょうか？※通行車両の車重からの保護の観点で想定されていることはありますでしょうか。	雨水、汚水ルートの埋設について、要求水準上、特段示していませんが、将来的な維持管理の負担を軽減することを踏まえて、要求水準書p.11記載の(3)適用基準1) 建築設計・工事に示されている基準書等に基づいて設計してください。
54	様式集及び記載要領	2	2	提案書作成上の留意点			「応募者名の枠は、応募グループ内の代表企業名を記載」とありますが、副本の場合も代表企業名を記載するということでしょうか。また、提出書類全体を通して、副本について作成要領（企業が特定できる記載の取り扱い等）に関する記載がありませんが、応募者である代表企業、構成企業、協力企業の名前を伏せるものと考えてよろしいでしょうか。その場合、正本には「企業名対照表」を付すなどの対処でよろしいでしょうか。	正本分については、各様式の「応募者名」の枠に、応募グループ名及び代表企業名を記載してください。 副本分については、各様式の「応募者名」の枠は、無記入のままとしてください。 提案書において、応募グループ名及び代表企業、構成企業の企業名を一切記載せず、企業名については「代表企業」、「構成企業A」、「構成企業B」等の匿名を使用してください。 様式集及び記載要領を修正します。
55	様式集及び記載要領	2	6				様式集は各1枚と少ないため、提案内容を詳細に説明するための図表を入れるのが難しいと考えられます。提案内容を補足する別添補足資料を添付することは可能でしょうか。	提案内容に関する提案書（様式2-1～6-2）については、各1頁とし、補足資料の添付は一切認めません。
56	様式集及び記載要領	2	16	提案書作成上の留意点			「ファイル又はバインダーに綴じてください」とありますが、A3サイズのファイルでよろしいでしょうか。	「1 提出届・資格審査書類」はA4サイズのファイル又はバインダー、これ以外の様式はA4用紙も含めA3サイズのファイル又はバインダーで綴じてください。 様式集及び記載要領に補足します。
57	様式集及び記載要領	4	10	審査様式一覧			様式5-7について、「審査様式一覧」ではA4用紙となっていますが、同資料44頁ではA3用紙となっています。どちらを正とすればよいでしょうか。	「様式5-7 市内産品の拡大」は、A3サイズとしてください。 様式集及び記載要領を修正します。
58	様式集及び記載要領	6	24	様式1-2			審査様式一覧では正本1部、副本2部となっておりますが様式1-2以降の様式では実績を表す資料が「（正・副ともに1部添付）」とあります。どちらが正でしょうか。	正・副ともに1部とします。 様式集及び記載要領を修正します。
59	様式集及び記載要領	6					資格要件確認書において要求されている添付資料については、添付部数が定められていないものは、正・副ともに1部添付するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	様式集及び記載要領	11		様式1-7			設計業務、工事監理業務（建設）を同じ企業が担う場合、添付資料が同一の為、工事監理業務（建設）における添付資料は省略してもよろしいでしょうか。	設計企業と工事監理企業（建設）が同一企業の場合は、工事監理企業（建設）の添付資料を省略することを可とします。
61	様式集及び記載要領	14		様式1-10			運営企業の資格要件確認書において実績を示す資料が正本にのみ添付することとなっておりますが、そのほかの企業の実績は副本にも添付することとなっております。どちらかに統一をしていただけないでしょうか。	正・副ともに1部添付してください。 様式集及び記載要領を修正します。
62	様式集及び記載要領	15		様式1-11			応募者の構成において、募集要項記載外の業務範囲を担う企業については、参加表明書等には「その他」と記載すればよろしいでしょうか。	参加表明書提出時の記載方法については、No4の回答内容を踏まえ、市から指示します。
63	様式集及び記載要領	15		様式1-11			募集要項記載外の業務範囲を担う企業についての参加資格の付属資料は様式1-11<共通事項>記載の4点のみでよろしいでしょうか。	No. 61をご参照ください。
64	様式集及び記載要領	15		様式1-11			法人事業税とは貴市の法人市民税を指しているとの認識でよろしいでしょうか。	違います。 市に税の納付義務を有する者にあつては最近1年間に於いて茅ヶ崎市の市税の納税証明書を提出してください。また、法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の納税証明書を本市に事務所が有る無しにかかわらず、入札参加者名簿に届出をしている委任先の支店が所在する地方自治体の納税証明書を提出してください。 様式集及び記載要領を修正します。
65	様式集及び記載要領	15		様式1-11			<共通事項>4に記載されている退職する際に一時金を支給している証明については会社の退職金規定について、労働基準監督署に届け出を行った写しがこれに該当するとの認識でよろしいでしょうか。	No. 5を参照してください。
66	様式集及び記載要領	48	—	—	—	—	図面集図面リストに記載のある縮尺について1/750確定でしょうか？他スケールにて表現可能でしょうか？	「様式7-2 配置図」及び「様式7-5 外構・緑地計画」は、縮尺1/750の1枚とし、「様式7-3 平面図」及び「様式7-4 立面図、断面図」は、縮尺1/300の2枚以内とします。 様式集及び記載要領を修正します。
67	様式集及び記載要領		—	—	—	—	（様式7-7）什器備品リストについて、運用者が使用するものも必要でしょうか？	道の駅の維持管理業務及び運営業務、自主事業に必要な什器備品を道路施設（県部分）と地域振興施設（市部分）に分けて作成ください。
68	様式集及び記載要領			全般			ファイルがWordファイルとなっておりますが、提出はWordファイルのみで指定でしょうか？PPTやPDFなどの提出は可能でしょうか？	原則、wordファイルとしますが、文字検索、コピー可能なPDFやPowerPoint等による提出も可とします。
69	サービス対価の算定、支払い及び改定方法	3		2	2	表4	道路施設の維持管理・運営契約（サービス対価B）の契約時期については、令和7年4月～令和8年3月となっておりますが、令和8年3月以降の契約およびサービス対価Bはどのようになりますでしょうか。	道路施設の維持管理・運営業務委託については、令和7年4月から令和8年3月までとしており、令和8年度以降は、道路管理者である神奈川県が直接、維持管理及び運営を行います（県から直接、業務委託する場合も含む）。

No.	資料名	頁	行	項目			質問内容	回答
70	サービス対価の算定、支払い及び改定方法	3		2	2	表4	サービス対価について実費精算払いを行い、過不足が生じた場合は追加又は戻入を行うものとする記載されておりますが、募集要項 サービス対価B 提案価格の上限金額より下回る金額で価格提案し、実費精算を行うことで不足となった場合、募集要項 サービス対価B 提案価格の上限金額（11,700,700円（税込））を上限として精算できると考えてよろしいのでしょうか。 なお上記の場合、見かけ上再案価格を下げるためにサービス対価Bを想定より安く設定することも可能となるため、公平性の観点からサービス対価Bは提案価格の上限額で提案することを前提として頂くことは可能でしょうか。	道の駅整備事業サービス対価の算定、支払い及び改定方法p.3の表4 サービス対価Bの支払方法については、選定事業者が提案したサービス対価Bに基づき、市と委託業務契約を締結し、履行が確認されれば契約金額をお支払いすることになります。 サービス対価の算定、支払い及び改定方法、維持管理運営委託契約書（案）を修正します。
71	基本契約書	4	35	第11条			要求水準書等の未達に関する責任について、維持管理・運営業務委託契約及び指定管理者基本協定上負担する維持管理運営業務に関する義務その他の債務について、構成企業（設計、建設、工事監理企業）は連帯して引渡日から2年間（令和9年3月まで）負うことになるのでしょうか。	要求水準書未達の原因が選定事業者側にある場合は、引渡後2年に限り（ただし、維持管理運営業務委託契約上の義務については1年に限り）、選定事業者で一体となった対応を要求します。これは、設計・建設の不備が維持管理・運営の不備が不明な場合に対応が遅れ、行政サービスが低下することを回避する目的ですので、基本協定書（案）第11条第3項に規定のとおり、帰責者が明確な場合は第11条第1項の適用は排除され、連帯責任となりません。
72	基本契約書	5	26	第14条			選定事業者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するとあるが、SPCを設立しない場合について、維持管理・運営開始後、維持管理・運営担当企業が破綻するなどして参加資格要件を失い、発注者が当該企業との契約解除（又は指定取消）を行う場合は、その構成企業は代替事業者の確保義務など本事業継続に関する法的義務を負うのでしょうか。	ご質問に記載の義務は負いません。
73	工事請負契約書（案）	2		6			工事請負契約書では、前金払い、中間前金払い及び内払いについての記載がありますが、『サービス対価の算定、支払い及び改定方法』にはこれらの記載がありません。前金払い、中間前金払い及び内払いについて対応して頂ける理解でよろしいでしょうか。	支払方法については、「サービス対価の算定、支払い及び改定方法」に記載通りの支払を行います。選定事業者が希望する場合は、工事請負契約書（案）第35条の手続きに従い「前払金」「中間前払金」の請求ができることとします。
74	工事請負契約書（案）	7	35	第9条			「発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知」とありますが、発注者や監督員の専用現場仮設事務所は必要でしょうか。必要の場合は、ご要望のスペースや備品等をお教えください。	市および監督員専用の現場仮設事務所は特段必要ございませんが、選定事業者の判断にお任せいたします。
75	工事請負契約書（案）	12	20	第14条	3		監督員の立ち合いにつきまして、「受注者は、前二項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて～」とあります。そこで、予め必要とされます項目が分かる「一覧表」や「過去お立ち合いされました材料や工種」等がございましたらご指示下さい。	特にありません。
76	工事請負契約書（案）	13	30	第16条			工事用地の確保等で「～なお、施工上必要な用地には、工事用仮設事務所及び資材置き場等は含まないものとする。」とありますが、今回の全用地 計：15447.4㎡ すべての敷地に対し設置・使用が出来ないとの事でしょうか。または今後の全体仮設計画等で承認をされ場合は、敷地内使用が可能であると解釈して宜しいでしょうか。	市との協議により、基本的に設置可能です。
77	工事請負契約書（案）	20	19	第34条			「部分使用・部分引渡し」に関して、現時点該当する施設や範囲はございますでしょうか。	現時点で該当する施設や範囲はありません。
78	維持管理・運営業務委託契約書（案）	6	2	第23条			委託者及び受託者は、それぞれが所有する維持管理業務及び運営業務に係る備品等について、その所有者が明確となる台帳を整備するものとするがありますが、委託者が用意する備品などはありますか。ありましたら、保管スペースの容量検討より、数量などをご教示ください。	委託者が用意する備品は予定していません。本事業費で用意していただく什器備品は市の所有物となり、自主事業により用意していただく什器備品は選定事業者所有となります。
79	指定管理者基本協定書（案）	5	27	第24条			実施方針 添付資料1 想定されるリスク分担では、大規模修繕費用の負担は市側となっております。指定管理者基本協定書では、対象施設の修繕について、募集要項及び提案書で受託者が実施するものとされている業務以外は委託者が自己と責任において実施すると記載されておりますが、こちらについてはどのような業務を想定されておりますでしょうか。	指定管理者基本協定書（案）第24条に規定のとおり「改造・増築・改築・大規模修繕」は市が行い、それ以外は修繕は募集要項等及び提案書に従い選定事業者において行っていただきます。
80	その他						施設の名称についてはネーミングライツや、事業者と貴市の協議で決定するなどの方法が取られると思いますが、本施設ではどのように決定されるのか、ご教示ください。	ネーミングライツについては予定していません。名称については、市民の公募等により市で決定することを予定しています。